

赤い羽根共同募金から ご遺贈・相続寄付に関するご案内

あなたのまちの未来のために、遺せるものはありませんか



社会福祉法人 中央共同募金会



ごあいさつ

日頃から、赤い羽根共同募金運動にご協力をいただいておりますこと、心よりお礼申し上げます。

さて、共同募金会ではご自身の財産や、相続された財産を共同募金会でお預かりし、ご自身の愛着ある地域の福祉のために活用してほしいというご相談を多くいただくようになってきています。

赤い羽根共同募金は、募金から助成まで、市民の皆さまのご協力により成り立っている国民的な運動です。

集まった寄付金により、全国すべての都道府県、市区町村で、福祉団体やNPO、ボランティアに対して年間約5万件の助成が行われ、福祉課題解決のために役立てられています。

近年わが国では、孤独死や自殺の増加、不登校やひきこもりの問題、経済的に困窮状態にある家庭の問題など、様々な生活課題が顕在化し、社会問題となりつつあります。

共同募金会では、皆さまからお預かりした貴重な財産を、これら様々な福祉課題の解決につなげていくことが可能です。

ご一読いただき、皆さまのまちの福祉のために、ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。





赤い羽根共同募金は、国内すべての地域の 民間福祉活動を支援しています。

◆ 赤い羽根共同募金の歴史と役割

赤い羽根共同募金は、終戦直後の昭和22年に、民間社会福祉の推進を目的に創設されました。

当初は戦災の罹災者や戦災孤児など、大戦により被害をこうむった方々の支援に重点をおいて活動していました。

その後高度成長期には、福祉施設の整備に力をつくり、現在では、誰もがその人らしく暮らせる地域づくりをめざして、社会的孤立の問題や、「子どもの貧困」に象徴される経済的に困窮する人の増加、虐待、DVなどの社会課題を解決するための活動に積極的に助成しています。

また、災害時にも共同募金は力を発揮します。「災害ボランティアセンター」の設置・運営に使われるほか、災害義援金の募集や、災害ボランティアの支援金募集も、共同募金会が行っています。

時代の流れのなかで、活動の力点を少しずつ移動させながら、共同募金会は、地域の支え合いを基本として、制度に先んじた活動を一貫して支援し続けてきました。

共同募金会は、これまでも、これからも、地域性と民間性に立脚した、「困りごと」を解決するための支援活動を行ってまいります。



終戦直後の児童養護施設



子ども食堂のようす



災害ボランティア活動のようす

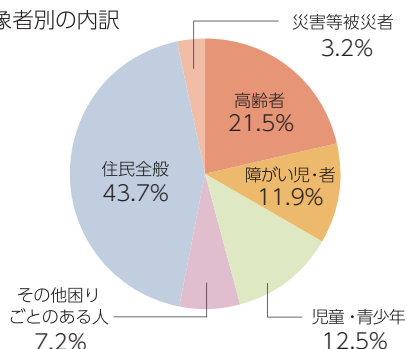
◆ 赤い羽根共同募金の助成

令和6年度の全国助成実績

44,326件 総額137億8,517万円

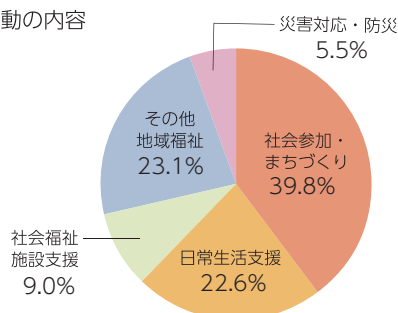
住民全般を対象とした地域福祉事業をはじめとして、高齢者、障がい児・者、児童・青少年、災害の被災者など、多様な年代や困りごとがある人々に対し、幅広く支援をしています。

支援の対象者別の内訳



支援活動の内容は、「社会参加・まちづくり」が最も多く、その他、高齢者や障がいのある方のための日常生活支援、社会福祉施設や車両の整備といった社会福祉施設支援、その他の比較的新しいニーズに対する活動への支援、災害対応や防災活動等への支援に役立てられています。

支援活動の内容



全国47都道府県にある 共同募金会

赤い羽根共同募金は、全国47都道府県にある社会福祉法人の「共同募金会」によって実施されることが、法律により定められています。

この47都道府県共同募金会の相互連携や他機関・団体との連絡調整を行う連合組織として、「中央共同募金会」が設置されています。



遺贈の際は「公正証書遺言」により遺言執行者を指定することをおすすめします。

【遺贈とは】

遺言により、ご自身の財産の一部またはすべてを、特定の個人や団体に贈与することを遺贈といいます。

【遺言によるご寄付の方法】

遺言の方法として一般的であるのが、遺言書の作成です。

遺言書の種類には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありますが、形式の不備によるトラブルを避けるためにも、専門家（公証人、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、信託銀行など）にご相談いただいたうえで「公正証書遺言」を作成されることをおすすめしています。

【遺言執行者】

遺言書の内容を確実に実現するために、遺言書において、遺言執行者をご指定いただくことが重要です。

遺言執行者は、相続人の相続割合や遺産のわけ方等について、遺言のとおり執行します。

遺言執行者は、専門家（弁護士、税理士、司法書士、行政書士、信託銀行など）を指定されることが一般的です。

【遺留分】

「遺留分」とは、一定の法定相続人に保障されている最低限の遺産相続分です。

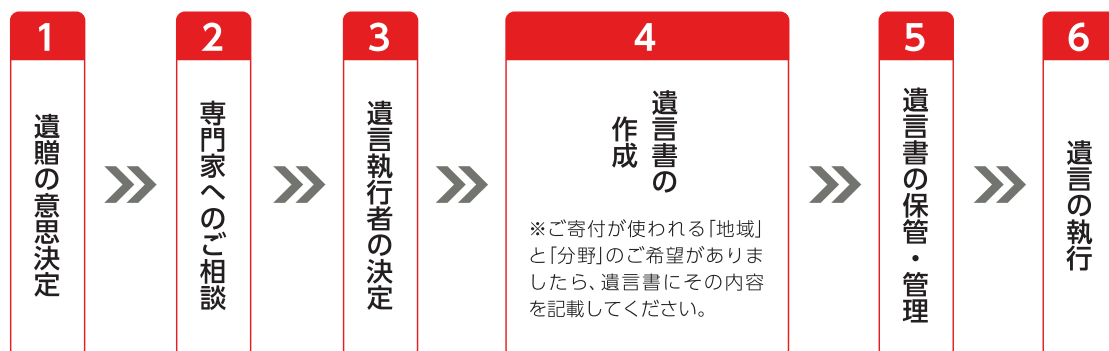
遺言書によって、共同募金会を受遺者と指定いただく場合、その金額は遺留分に配慮してご指定いただくことをおすすめします。

◎遺留分の範囲

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
遺留分	配偶者と子が1/4ずつ	配偶者が1/2	子が1/2



【遺言によるご寄付の流れ（公正証書遺言の場合）】





ご寄付の使われる地域や分野を指定することも可能です。

【遺言書でご指定いただけること】

築き上げられた財産を、愛着ある地域の未来のために遺したいとお考えになる場合、国内のすべての地域で活動を行っている共同募金会は、その思いを実現できるご遺贈先です。

ここでは、遺言書において、財産をどのように活用するか、そのご意思を示す方法についてご説明いたします。

1 愛着ある地域での活用をご希望される場合

一口に「愛着ある地域」といっても、思い描かれる範囲はさまざまだと思います。

都道府県を指定して活用を希望される場合は、受遺者として該当する都道府県の共同募金会をご指定ください。 ※例：〇〇県共同募金会

全国域での活用を希望される場合 } は、受遺者として中央共同募金会をご指定ください。
「すべてお任せ」の場合

2 分野を指定して活用をご希望される場合

ご寄付の使われる分野をご指定いただくことも可能です。

ご指定にあたっては遺言書で「△△のため(の支援活動)に遺贈する」と記載してください。

記載にあたっては、右例のようなご指定が可能です。

もちろん、共同募金会にお任せいただくことも可能です。

静岡県共同募金会は、換価された金融資産(現金及び預貯金のみ)を受け入れます。

〈活用分野指定の例〉

- 例) ・子どもたちの健やかな成長のため
- ・高齢者のため
- ・障がいのある人の生活支援のため
- ・生活に困窮している人たちの支援のため
- ・日本の福祉の発展のため

※お任せいただける場合は記載の必要はありません。

現金以外の 遺贈について

~~共同募金会では、現金や預貯金のご寄付だけでなく、不動産や株券等有価証券、宝飾品や美術品等の受け入れも可能です。~~

~~ただし、受領した財産は換金して活用させていただきますので、換金が不可能な場合は、お受けできない場合があります。~~

全国域の活動を支援する赤い羽根福祉基金

中央共同募金会では、社会問題に対して、先駆的、モデル的な手法により取り組む全国域の活動を支援するために、「赤い羽根福祉基金」を設置しています。

赤い羽根福祉基金は、社会的孤立、生活困窮、虐待、ひきこもりなど、公的制度やサービスでは対応できない制度のはざまにおいて、課題解決のための新たな活動やしぐみを構築する取り組みに助成しています。

共同募金会では、「赤い羽根共同募金」と「赤い羽根福祉基金」、地域と全国域のふたつの「地域」により、ご寄付の受け付けと助成を行っています。

赤い羽根福祉基金にご寄付いただける場合は、受遺者として「中央共同募金会」をご指定ください。



公正証書遺言の例

〇〇年第〇〇号

公正証書遺言

公証人は遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人の立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は遺言者が所有する次の財産を
受遺者として社会福祉法人 〇〇県共同募金会
(〇〇県△△市□□ 〇-〇-〇 会長 ☆☆☆☆)を指定し、
△△のための活動に遺贈する。
※遺贈する財産
△△△△ }
□□□□ }

第2条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。
〇〇〇〇信託銀行(所在地)
本旨外要件
(遺言者、承認2人の住所、氏名、生年月日)

前記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、当役場において、民法969条第1号
ないし4号の方式により作成し、同条第5号に基づいて次に署名押印する。

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇法務局所属
公証人 〇〇〇〇 印

受遺者はかならず「〇〇県共同募金会」
あるいは「中央共同募金会」のどちらか
をご指定ください。

ご寄付が「活用される分野」について希望がある
場合はご記載ください。
お任せいただける場合、記載の必要はありません。

ご寄付いただく財産の内容をご記載ください。
現金以外の財産をご寄付いただく場合、その
内容と数量についてもご記載ください。



相続寄付のごあんない

◎ 相続寄付とは…

故人の遺産を寄付することを相続
寄付といいます。

ご遺族の方が相続された財産を相
続税の申告期限までに寄付された場
合、「租税特別措置法第70条」によ
り、非課税となる税制上の優遇措置
があります。

**相続寄付いただける財産は現金に
限りません。不動産や株券等有価証
券、宝飾品や美術品等の受け入れも
可能です。**

◆ 相続寄付のご相談

ご寄付が活用される地域や活動分野をご指定いただくことも可能です。
都道府県を特定される場合は、当該の都道府県の共同募金会にご相談ください。
複数の都道府県にまたがったの活用や、全国域での活用をご希望される場合、
または「すべてお任せ」の場合は、中央共同募金会にご相談ください。

ご寄付が活用される活動について、ご希望がある場合は、「子どもたちの健やか
な成長のため」といった内容の記載でご指定いただけます(もちろん、「すべてお任
せ」も可能です)。

なお、共同募金会に相続寄付をいただいた場合、
領収書(税制優遇対応)を発行するほか、感謝状を
贈呈いたします。



よくあるご質問



Q 共同募金会の位置づけを教えてください



A 共同募金は、戦後すぐの昭和22年に、日本ではじめて全国的に実施された募金運動です。

共同募金会は、社会福祉法人として行政の監督を受け、法（社会福祉法）に位置づけられた唯一の募金運動として、年度ごとに助成計画を立案し、募金額に応じて助成を行っています。

Q 遺言書において、遺留分を超えて遺贈することを指定した場合はどうなりますか？

A 遺留分を超えてご指定いただいたとしても、法定相続人の主張があった場合には、遺留分は法定相続人に対して相続が行われます。

Q 遺贈した財産が活用される地域の指定は、どこまで可能ですか？



A 単一県での活用を希望される場合は、希望される「〇〇県共同募金会」に受遺者をご指定ください。

全国的、広域的（関東地方 等）、複数県にまたがった活用を希望される場合は、受遺者を「中央共同募金会」に指定いただいたうえで、ご寄付の使われる県を遺言書でお示しください。

なお、県内での市区町村などの地域を指定された場合、該当地域における活動団体の規模等により、できるだけご要望に応じて活用できるよう調整させていただきます。

Q 遺言書の指定内容には、どこまで配慮してもらえますか？

A 赤い羽根共同募金は、全国すべての都道府県、市区町村において、年間約5万件の助成事業を実施しています。数多くの助成団体から、できるだけご指定内容に配慮して助成するようにいたします。

Q 地域や使途を「共同募金会にお任せ」とした場合、どのようにして活用されますか？

A 遺言書の内容からご意思を読み取り、地域や活動内容について公平に選定して活用させていただきます。助成の決定にあたっては、各都道府県共同募金会では法定の配分委員会により、中央共同募金会では学識経験者により組織された運営委員会により、公正に助成を決定します。

「赤い羽根」の助成事例

赤い羽根共同募金の助成事例 「赤い羽根共同募金」は、全国津々浦々で地域の助け合いにより課題を解決する活動に使われます



開発教育FUNCLUB (静岡県)

「しずおか自主夜間教室事業」

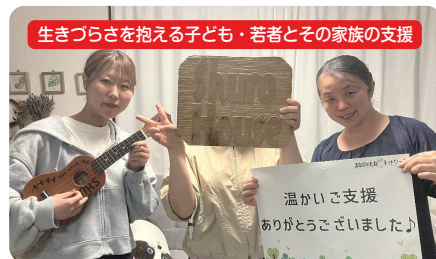
しずおか自主夜間教室では、不登校、ひきこもり、高齢者の方々、静岡に住む外国人の人たちに、学習支援、進路指導、生活支援、日本語指導を行っています。月二回の教室や遠足などの校外活動を実施したり、生活サポートなど、年間延べ1000人を超える人々を支援しています。勉強だけでなく、人との交流などを通じて、安心して過ごせる居場所づくりを心がけています。



大牟田市社会福祉協議会 (福岡県)

「子ども・地域食堂実施事業」

子どもを取り巻く環境の変化に対応すべく、孤食、欠食などを補うとともに、多世代の交流の場としてつながりを創成するため、現在、9小学校区で展開している子ども・地域食堂に対し助成しています。回数を重ねるごとに参加人数も増え、子どもも大人もたくさんの笑顔が見られるようになりました。一人でも多くの人が「みんなでわいわいガヤガヤした中で、いろんな世代の人たちと集える食堂は楽しい」と思ってもらえるように、今後も充実した子ども・地域食堂を目指していきます。



まなびのたねネットワーク (宮城県)

「石巻地域の高校生・若者の心のよりどころ ライフ応援プロジェクト」

様々な事情を抱えた高校生・若者たちが、負の連鎖や生活困窮、孤立などから、自分らしく幸せな人生を送れるよう、週3回、夕食を共に作り、食べ、食後の団楽の時間を積み重ねています。家庭の温かさを知らずに成長した彼らが、互いに相談し合う関係性や、自分では解決できない時は大人にSOSを発する信頼関係を構築しつつあります。若者たちが、自分の生きる道を見つけ、歩むことを多方面からサポートしていきます。

赤い羽根福祉基金等の助成事例 「赤い羽根福祉基金」は、全国的な社会問題の解決に取り組む活動に使われます



TENOHASI (東京都)

「食料配布を通じた医療・生活相談活動と安定した居宅生活を営むための援助事業」

TENOHASIでは、ホームレス状態の人を含む生活困窮者の支援活動として、毎月の炊き出しや衣類配布、年末年始は越年越冬のための炊き出しを行っています。また家を失った人のためにアパート・マンションを借り上げてシェルターを運営しています。困窮して孤立孤独に悩む人へ「衣食住」はもちろんのこと、「自分を支援してくれる人たちがいる」と感じて心が少しでも癒やされる場の提供にも取り組んでいます。



フードバンクしばた (新潟県)

「産後うつ」の女性への支援事業

フードバンクしばたでは、産後うつの女性のための産前産後ケアの場「ゆりかご」を開設しました。ベテランの看護師、助産師が産後の悩みに対応するほか、睡眠、入浴、ほかの母親との交流の場を設けています。その間乳児はスタッフが子守りをしており、安心して過ごせる居場所となっています。産前産後ケアは対象が満1歳までと定めがあるため、その後は休憩室・相談室「こころ」利用者に寄り添った活動を続けています。



ブエンカミーノ (広島県)

「地域多世代の孤立解消のための居場所交流事業」

ブエンカミーノでは、誰でも利用できるコミュニティカフェ「岡崎キッチン」を中心に、0歳から100歳までが一つの空間に集うことができ、暮らしや就労に関する困りごとを相談できる地域の居場所を運営しています。また岡崎キッチンでは、法制度のすき間で、働きたいけど働けないでいる就労困難者に対し、体調や困りごとと向き合いながらゆるやかに働いてもらえる「ワークシェアプログラム」を提供しています。

■ お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

TEL.03-3581-3846 / FAX.03-3581-5755

E-mail : koho@c.akaihane.or.jp

ホームページ <https://www.akaihane.or.jp/>

赤い羽根共同募金

検索

各都道府県共同募金会の連絡先一覧 <https://www.akaihane.or.jp/ken/>



中央共同募金会



各都道府県
共同募金会